



# 高校生等奨学給付金

～奨学のための給付金～

## 高校等の教育費を支援します！

- 教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する **返還不要の給付金** です。
- **生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯**が対象です。
- **学校またはお住まいの都道府県**への申し込みが必要です。  
※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度は、**家計が急変した世帯に対する支援、オンライン学習に係る通信費相当の加算支給**を実施します。

### 例：国公立の高校等に通っている子供がいる場合の給付額

世帯状況	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	32,300円	52,600円
非課税世帯【全日制等】（第1子）	84,000円	103,500円
非課税世帯【全日制等】（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	129,700円	138,000円
非課税世帯【通信制・専攻科】 ※令和2年度から高校等の専攻科も新たに対象	36,500円	38,100円

※令和2年度は、**非課税世帯に通信費相当額（10,000円）を加算支給。**  
（生活保護世帯については、生活保護費（生業扶助）により措置）



## 【奨学給付金】

## 家計が急変した世帯に対する支援

令和2年度は「生活保護受給世帯」、「非課税世帯」に加え、「家計急変世帯」が支給対象となります。

家計急変世帯：新型コロナウイルスの影響等により収入が激減し、住民税非課税世帯に相当すると認められる世帯

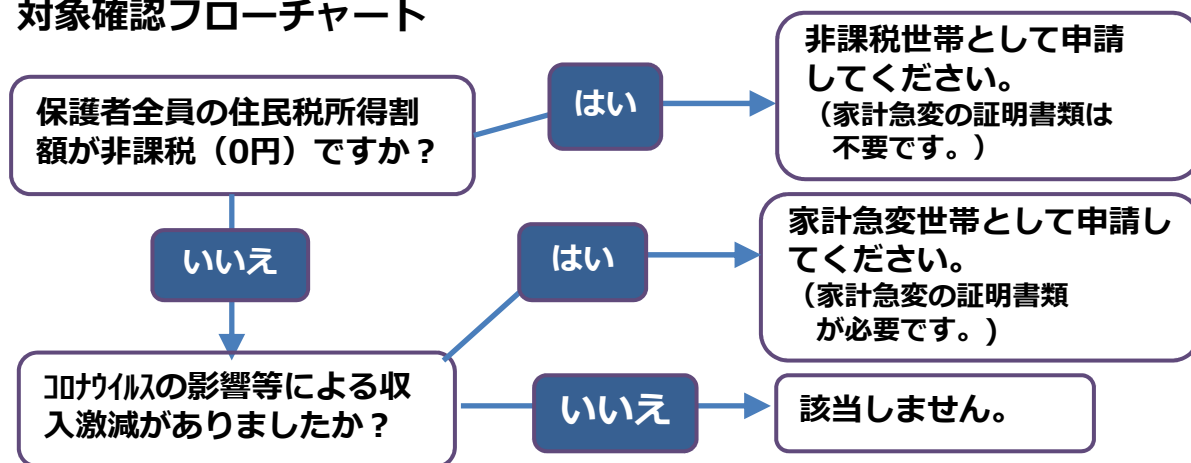
※昨年度までの取り扱いでは、収入減が住民税所得割に反映されるまでの間は対象となりませんが、書類提出により住民税非課税世帯相当と認められる収入減が確認された場合に支給を行います。

給付額	世帯状況	給付額（年額）
	【全日制等】（第1子）	84,000円
	【全日制等】（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	129,700円
	【通信制・専攻科】 ※令和2年度から専攻科も新たに対象	36,500円

- ① 7月までに家計が急変し、指定の期日までに申請があった場合は表の金額が支給されます。
- ② 7月以降に家計が急変し、申請があった場合には、表の金額について申請の翌月以降の月数に応じて算定した金額が支給されます。

※令和2年度は、通信費相当額（年額10,000円）を加算支給

### 対象確認フローチャート



### 提出書類

家計急変での申請には、①～③の書類の提出が必要です。

①家計急変の発生事由を証明する書類	離職票、雇用保険受給資格証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、収入減少による国および地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書、家計急変による申請理由書など
②家計急変の前と後の収入を証明する書類	【家計急変前】 課税証明書の写しなど ※保護者全員分 【家計急変後】 (会社員) 会社作成の給与見込、給与明細書(直近3カ月分)など (個人事業主) 年間収支見込計算書、税理士または公認会計士の作成した証明書類など
③保護者の扶養親族を確認するための書類	扶養親族分全員の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など